

むつ市議会基本条例【解説つき】

わが国の地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲が一層拡大され、住民から選ばれた代表で構成される議事機関としての議会は、今まで以上に責任ある議会活動が求められており、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等な関係にあり、市政の運営に関し二代表制の一翼を担う重大な責務があり、共に市民の負託を受け、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるため議論し、協力しながらその使命を果たす責務を負っている。

議員は自己研鑽と資質の向上に努め、地域の課題のみならず様々な市政の課題と市民の意向を的確に把握し、市民全体の福祉の向上と市政発展のため活動しなければならない。

議会は、その持てる機能を駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間及び執行機関との自由闊達な討議を展開し、公正性、透明性及び信頼性の確保等について独自の議会運営ルールを定め、遵守し、実践することにより、市民の負託に全力で応えなければならない。

市民に信頼され、活動力と創造力のある議会を築くために、ここにこの条例を制定する。

【解説】 地方分権改革の進展により、地方議会の果たすべき役割や責任も益々重要となってきています。こうした経緯を踏まえ、積極的な情報公開と市民参加、自由闊達な討議を通じて市民の負託に応えるという、むつ市議会の目指すべき姿とその決意を述べています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに、情報公開と市民参加を基本とした議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、自律的、主体的な議会活動を行うことにより、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】 この条例の目的は、議会及び議員の活動原則等の基本事項を定めることにより、市民の負託に応え市政の発展に寄与することです。

第2章 議員の責務及び活動原則

（議員の活動原則）

第2条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員間の自由な討議により合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。
- (2) 一部の団体や地域の課題にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 調査研究活動と自己研鑽を通じて議員としての資質の向上に努めること。

- (4) 市民の意見把握と市政への反映に努めること。
- (5) 議会活動について市民に説明責任を果たすこと。
- (6) 公正性、透明性及び信頼性の確保に努めること。
- (7) 会議の招集があるときは他の用務等に優先させて出席すること。

【解説】 議会の構成員としての議員に求められる基本姿勢、活動原則を定めています。

(会派)

第3条 議会の会派は、政策立案、政策提言等の政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

【解説】 むつ市議会では会派制をとっており、会派の定義及びその意義について定めています。

第3章 議会運営の原則

(議会運営等の原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (2) 議会本来の機能が発揮できるよう円滑、効率的な議会運営を図ること。
- (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (4) 市民本位の立場から市長等の市政運営を監視し、評価すること。
- (5) 市民を代表する議決機関であることを自覚すること。

【解説】 市政の議決機関としての役割と行政運営を監視する機関としての役割を果たすために、市民参加や情報公開を行い、市民本位の開かれた議会の推進するための活動原則を定めています。

(議長及び副議長の選出)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出方法の透明化を図るため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。

【解説】 議員による選挙で選出される議長及び副議長については、選挙の透明性を確保するために、その職を志願する者に対し、所信を表明する場を与えることを定めています。その方法については別に定めることとしています。

第4章 委員会の活動

(委員会の活動原則)

第6条 委員会は、専門性とその特性を発揮するとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める制度の活用等による議案等の審査の充実及び政策提案を積極的に行うものとする。

- 2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに調査

の充実に努めるものとする。

【解説】 議案その他の議決事項は、本会議において決定されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設置し、議案などを審査しています。委員会は、参考人制度や公聴会制度等を活用して、その専門性や特性を發揮して討議、審査すること、並びに閉会中においても調査の充実に努めることを定めています。

第5章 市長等との関係

(市長等との関係)

第7条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができるものとする。

2 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して、質問の趣旨、内容、背景及び根拠の確認のための反問をすることができるものとする。

3 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

【解説】 議員と市長等との議論を明確にし、また、緊張感の保持のために、一般質問は一問一答方式で行うことができること、並びに市長等に反問権を与えることを定めています。

第6章 議会の機能の強化

(議会の機能強化)

第8条 議会は、議員間における自由な討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに予算審議、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

3 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

【解説】 議会は行政の監視、評価並びに予算審議、政策立案及び政策提言等に関する議会機能の強化のために、議員間の自由な討議を積極的に行うことを定めています。また、議会の調査権の強化のため地方自治法第100条の2に規定されている学識経験者等による専門的な調査についても積極的に活用することを定めています。

(議決事項の拡大)

第9条 法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。

【解説】 地方自治法第96条第1項には地方公共団体の議会の議決事件が定められていますが、同条第2項の規定により、必要と認められるものを条例で、議会の議決事項とすることができます。議会機能の強化並びに行政の監視機能強化のために、この規定を用いることを定めています。

第7章 市民との関係

(市民と議会の関係)

第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、議会活動を広く周知するため、コミュニティ FM 放送、ホームページ等様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、市民の意見を議会活動に反映できるよう、年1回以上議会報告会及び意見交換会を開催するものとする。

【解説】 市民本位の開かれた議会にするために、市民への情報公開、説明責任を果たすという決意を述べています。そのためにすべての会議の原則公開、様々な情報媒体を利用して広報の充実に努めること、陳情や請願は市民からの政策提言として積極的に審議すること、及び議会が直接市民の声を聴く場を年1回以上設けることを定めています。

(広報広聴委員会)

第11条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】 議会報告会及び意見交換会の企画立案等について協議する組織として広報広聴委員会を設置することを定めています。

(議案に対する賛否の公表)

第12条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。

【解説】 議員の議決責任を明確にするために、議員個々の議案に対する賛否について公表することを定めています。

第8章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第13条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

【解説】 議会改革を一時的なものとしないうるために、常に改革に取り組んでいくことを表明しています。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、兼業禁止など自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないよう行動しなければならない。

2 議員は、法令、条例及び会議規則等を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求をしてはならない。

【解説】 議員は市民の代表としての高い倫理義務（人として守るべき道・道徳・モラルのこと）が課せられており、それを常に自覚して行動しなければならないことを定めています。

第 10 章 議会事務局等

（議会事務局の体制整備）

第 15 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

【解説】 議会の効率化や政策立案能力の向上のためには、その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実を図り、体制を強化することが必要であることから、その体制整備について定めています。

（議会図書室）

第 16 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】 議会図書室の図書等の充実により、議員の調査研究に資することを定めています。

第 11 章 その他

（最高規範性）

第 17 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定することができない。

2 議会は、議員に対して、この条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】 この条例がむつ市議会における最高規範であることを定めています。法体系上、この条例と他の条例との間に序列をつけることは本来できませんが、この条例の制定目的とその内容から、この条例を最高規範としています。また、全議員が理解し、実行するために研修を行うことを定めています。

（見直し手続）

第 18 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】 この条例について定期的な検証を行い、必要に応じて議会関係条例等の改正を行うことを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

《用語解説》

(前文関係)

◎地方分権改革

「地方分権改革」とは、国と地方自治体との間で役割分担を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高めることにより、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営するようにし、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るものです。

◎二元代表制・執行機関・議事機関

地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表制と言います。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という議院内閣制です。

二元代表制の特徴は、首長（執行機関）、議会（議事機関）がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

(第6条関係)

◎参考人制度・公聴会制度

委員会では、委員会審査の参考とするために、公聴会や参考人制度を活用し、学識経験者、利害関係者等広く市民の意見を聴く機会を設けることができることになっていきます。(これまでは委員会だけでしたが、平成24年9月6日の地方自治法の改正により本会議においても行うことができるようになりました。)

◎地方自治法第96条第2項

地方自治法第96条第1項では地方議会での議決事項を定めていますが、地方公共団体の意志の決定機関としての議会の機能を強化するため、第1項に限定的に列挙された事項に加えて、必要と認められるものを条例で、議会の議決事項に追加指定することができることとされております。

(第10条関係)

◎請願・陳情

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要とします。

陳情書の場合は、市会議員の紹介は必要ありません。

請願の場合は、常任委員会などで審査した上で、本会議で「採択」か「不採択」か

を決定し、その結果を請願者へ通知します。

陳情の場合は、むつ市議会では全議員へ写しを配布しています。

※議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど、議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知している議会もあります。

(第13条関係)

◎兼業禁止

地方自治法第92条の2で議員は、次に掲げる業に従事することができないとされているほか、議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされています（地方自治法第127条第1項）。

【請負の相手方】当該地方公共団体（議員が属する市町村のこと）

【禁止される業】請負人、請負人の支配人、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、監査役、これらに準ずべき者、支配人、清算人

主として同一の行為をする法人とは、当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人とされています。

(第16条関係)

◎規範

規範とは、行動や判断の基準・手本という意味です。